

災害発生から症状固定までの流れ（概要）

	認定請求	補償請求	第三者加害該当事案
災害発生	<p>&lt;認定請求書類の提出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基金から療養等の補償を受けるためには、「公務上の災害」「通勤災害該当」として認定を受ける必要があります。（補償請求のみでは補償決定はされません。）</li> <li>○ <u>認定請求書類は、任命権者を經由して提出いただく必要があります。（業務規程第7条）</u></li> </ul>	<p>&lt;療養補償請求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等と相談し、被災職員に係る療養費を「誰が」「どこに」請求するか整理した上で、請求先が指定する様式により請求書類を提出ください。</li> </ul>	<p>&lt;補償方針の決定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定請求の際に補償方針（補償先行 or 示談先行）を決定しておく必要があります。（当該方針の決定に基づき、医療機関等への提出書類が決まります。）</li> <li>○ ただし、交渉内容等については、示談締結前に基金へ協議いただく必要がありますので、<u>口頭示談も含め、安易な示談締結は控えるようお願いいたします。</u></li> </ul>
	<p>&lt;補正依頼等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出された認定請求書類に不備等があった場合や追加資料の提出が必要な場合には、適宜依頼をしますので速やかに対応ください。</li> </ul> <p>&lt;認定の通知&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定請求傷病が公務（通勤）によって発症したものがどうか判断し、基金から認定通知書を所属経由で本人に通知します。</li> </ul>	<p>&lt;療養補償の給付決定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定された事案で、療養補償請求されたものから順次内容を審査し、給付を決定します。</li> <li>○ 決定した際には、支払日等を文書にてお知らせいたします。</li> <li>○ 請求されたレセプト（診療明細）内容等から、症状固定しているものと思われる事案については、適宜「治ゆ報告書」の提出を案内します。</li> </ul>	<p>&lt;補償先行事案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療養補償の給付決定した事案から適宜、基金から第三者（加害者・相手方保険会社等）へ当該費用の請求（求償）を行います。</li> <li>○ 場合によっては、保険会社等から追加調査があります。</li> </ul> <p>&lt;示談先行事案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則第三者（加害者・保険会社等）から補償を受けるので、補償内容について定期的に第9号様式により報告願います。</li> </ul> <p>&lt;補償先行・示談先行共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 示談案が提示された場合には、基金へ相談くださるようお願いいたします。（FAX・メール等可）</li> </ul>
症状固定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽微なケガ等で、認定請求時に症状が固定している場合には、認定請求書類と併せて「治ゆ報告書」を提出願います。</li> </ul>	<p>&lt;治ゆ報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療養が終了した場合には「治ゆ報告書」を提出願います。（基金制度における「治ゆの考え方」を御理解いただきますようお願いいたします。）</li> </ul> <p>&lt;障害補償の申請&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 症状固定時に、基金が定める基準を満たす残存障害が認められた場合、年金又は一時金が支給されます。</li> </ul> <p>&lt;遺族補償の申請&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務（通勤）により被災職員が死亡した場合、年金又は一時金が支給されます。</li> </ul>	<p>&lt;事案完結報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様式第9号により、相手方から受けた補償内容を報告願います。その際、示談書の写し及び保険会社からの給付の内訳がわかる資料も併せて御提出ください。</li> <li>○ 相手方が不明な場合でも、一定期間調査いただき、その結果を報告いただく必要があります。</li> </ul>